



用語解説

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

用語解説

用語の解説

あ行

○アイストップ

- ・街角や見通しの良い通り景観の正面にあり、人の視線を引きつけ又は印象に残る山や建築物、樹木などのこと (p3-47 他)

○SDGs

- ・2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016年から2030年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを理念としている。本市は、政府からSDGs未来都市として選定されると同時に、国際連合からShizuoka City Local2030 Hubとして位置付けられており、積極的にSDGsを推進している (p序-6)

○オープンスペース

- ・建物が建っていない土地（公園や広場、農地など）の総称。又は、敷地内の空地のこと (p1-3 他)

か行

○景観アドバイザー

- ・法に基づく届出や公共施設の整備に当たって、必要に応じて助言・アドバイスを行う専門家（建築、都市計画、色彩、造園等）の総称 (p3-9 他)

○景観資源

- ・地域のシンボルとなる建築物や工作物、樹木等であり、地域の景観形成を進める上で手がかりの1つとなる資源のこと (p序-8 他)

○景観重要建造物

- ・景観法第19条に規定されたものであり、景観計画に定められた指定の方針に則り、景観行政団体の長が指定した良好な景観の

形成に重要な建造物のこと (p4-4 他)

○景観重要公共施設

- ・景観法第8条に規定された道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの (p序-9 他)

○景観重要樹木

- ・景観法第28条に規定されたものであり、景観計画に定められた指定の方針に則り、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと (p4-4 他)

○景観整備機構

- ・景観法第92条に規定された公益法人又は特定非営利活動法人（NPO法人）で、管理協定に基づいて景観重要建造物や景観重要樹木を管理する、景観に関する調査研究を行うなどの業務を行うことができる景観行政団体の長から指定された団体のこと (p7-4 他)

○景観法

- ・平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。基本理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限等の良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成されている (p序-4 他)

○景観計画

- ・景観法第8条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」であり、次の事項を定めることになっている (p序-4 他) (序-6のコラムも参照)
 - ①景観計画の区域
 - ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - ③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

さ行

○彩度

- ・世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になる（本書をお読み頂くに当たって参照）

○色相

- ・世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は色みのことをいい、赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相がある。無彩色はNで表す（本書をお読み頂くに当たって参照）

○自然素材

- ・木、石、土などを用いた材料の総称のこと（p3-58 他）

○自然資源

- ・山、山並み、樹木、水辺等の自然的な要素のこと（p2-2 他）

○視認性

- ・建築物や広告物などの特定の対象物を、目で見て確認すること（p3-27 他）

○スカイライン

- ・山や建築物群などが空を区切ってつくる輪郭線のこと（p3-15 他）

○セットバック

- ・建築物等の壁面を後退させること（p3-15 他）

○草本

- ・地上の茎は木部があまり発達せず、1年から数年で枯れる植物（p3-15 他）

た行

○眺望地点

- ・ある遠景の眺め（眺望）を見る場所のこと（p1-2 他）

○塔屋（とうや）

- ・建築物の屋根よりさらに突き出した部分の

ことで、エレベーター機械室等を指す。ペントハウスともいう（p3-17 他）

○都市農地

- ・市街地やその周辺の農地のことを示し、「静岡県都市農業振興基本計画」では、本市の都市計画区域のうち市街化区域内の農地を「都市農地」として定義している（p3-15）

な行

○法面（のりめん）

- ・切土や盛土により作られる人工的な斜面のこと（p3-19 他）

は行

○ヒューマンなスケール感

- ・人間の感覚や行動を尺度とした都市の空間のことを言い、特に、住宅地や商業地などの景観特性に応じ、公共空間や通りの空間の心地よさを感じるまち並みやスケールのことを指す（p3-18 他）

ま行

○見付面積

- ・建築物の梁間方向（小屋梁と平行の方向）、けた行き方向（小屋梁と直角の方向）の鉛直投影面積（真横から見た時の面積）。立面図に見える面積（p3-6 他）

○明度

- ・世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色になる（本書をお読み頂くに当たって参照）

や行

○誘目性

- ・人の目を引きやすい意匠等のこと。誘目性の高い意匠とは、明暗の差が大きいもの、周辺から際だつ色や形態のもの等があげられる（p3-18 他）

○ルーバー

- ・壁や天井の開口部の直射日光や通風を加減するため、羽板(はいた)を縦または横に組んで取り付けたもののこと。又は、建築物の屋上の塔屋や建築設備などの目隠しのために設置する羽板のこと (p3-17 他)





静岡市景観計画

策定：令和元年7月

静岡市役所 都市局 建築部 建築総務課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

T E L : 054-221-1049 (直通)

F A X : 054-221-1135